第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に旧効力措置法第六十八条の十第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	
	、法人税法	

附則第十六条中「新法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法」に、「新令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令」に改める。

附則第十七条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第十八条中「新令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第二十条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第二十一条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第二十二条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第二十三条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第二十四条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第二十五条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第二十六条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第二十七条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第二十八条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第二十九条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第三十条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第三十一条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第三十二条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第三十三条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第三十四条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第三十五条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第三十六条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第三十七条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第三十八条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第三十九条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第四十条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第四十一条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第四十二条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第四十三条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第四十四条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第四十五条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第四十六条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第四十七条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第四十八条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第四十九条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第五十条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第五十一条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第五十二条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第五十三条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第五十四条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第五十五条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第五十六条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第五十七条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第五十八条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第五十九条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第六十条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第六十一条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第六十二条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第六十三条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第六十四条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第六十五条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第六十六条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第六十七条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第六十八条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第六十九条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第七十条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第七十一条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第七十二条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第七十三条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第七十四条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第七十五条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第七十六条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第七十七条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第七十八条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第七十九条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第八十条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第八十一条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第八十二条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第八十三条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第八十四条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第八十五条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第八十六条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第八十七条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第八十八条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第八十九条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第九十条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第九十一条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第九十二条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第九十三条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第九十四条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第九十五条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第九十六条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第九十七条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第九十八条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第九十九条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第百条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第百一条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）」に改める。

附則第百二条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第